

## 早期退職にかかる募集実施要項

令和7年3月7日  
文部科学大臣  
(大臣官房人事課)

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第一号）を行う。

## 1. 募集の対象

文部科学省本省内部部局、その他外局及び施設等機関（スポーツ庁、文化庁内部部局、国立教育政策研究所及び科学技術・学術政策研究所）に勤務する者のうち、一般職の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の「行政職俸給表（一）」、「研究職俸給表」、「指定職俸給表」又は「専門スタッフ職俸給表」の適用を受ける職員で、令和7年4月23日（募集の期間の末日）時点で国家公務員退職手当法第7条の規定により計算される「勤続期間20年以上」かつ年齢が「45歳以上」の者（注1参照）

但し、「教育公務員特例法第三十一条及び三十五条の規定に基づく国立教育政策研究所の長の任期及び研究施設研究教育職員の定年を定める規程」第三の1項の適用を受ける職員についての年齢は「48歳以上」とする。（注1参照）

## 2. 募集人数

区分	募集人数
文部科学省本省内部部局、外局 及び施設等機関に勤務する者	7名程度

※1 各区分の応募の受付は先着順とし、募集人数に達した段階で、募集の期間は満了するものとし、募集の受付を締め切る。その場合は直ちに周知する。（詳細は別添「国家公務員退職手当法第8条の2第5項ただし書に規定する必要な方法」参照）。

※2 併任等により、「文部科学省本省内部部局に勤務する者」と「その他外局及び施設等機関に勤務する者」に該当する場合は、「文部科学省本省内部部局に勤務する者」として取り扱う。





(別添)

「国家公務員退職手当法第8条の2第5項ただし書に規定する  
必要な方法」等について

1. 認定者数を募集人数の範囲内に制限するための方法

- ① 募集人数は「2. 募集人数」のとおりとする。
- ② 応募の受付は、先着順とする。

2. 応募申請書の提出に関する留意事項

応募の翌々日までに受付担当から受付の可否に関する連絡がない場合には、受付担当に問い合わせること。

## 早期退職にかかる募集実施要項

令和7年6月24日  
文部科学大臣  
(大臣官房人事課)

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第一号）を行う。

### 1. 募集の対象

文部科学省本省内部部局、その他外局及び施設等機関（スポーツ庁、文化庁内部部局、国立教育政策研究所及び科学技術・学術政策研究所）に勤務する者のうち、一般職の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の「行政職俸給表（一）」、「研究職俸給表」、「指定職俸給表」又は「専門スタッフ職俸給表」の適用を受ける職員で、令和7年8月22日（募集の期間の末日）時点で国家公務員退職手当法第7条の規定により計算される「勤続期間20年以上」かつ年齢が「45歳以上」の者（注1参照）

但し、「教育公務員特例法第三十一条及び三十五条の規定に基づく国立教育政策研究所の長の任期及び研究施設研究教育職員の定年を定める規程」第三の1項の適用を受ける職員についての年齢は「48歳以上」とする。（注1参照）

### 2. 募集人数

区分	募集人数
文部科学省本省内部部局、外局 及び施設等機関に勤務する者	4名

- ※1 各区分の応募の受付は先着順とし、募集人数に達した段階で、募集の期間は満了するものとし、募集の受付を締め切る。その場合は直ちに周知する。（詳細は別添「国家公務員退職手当法第8条の2第5項ただし書に規定する必要な方法」参照）。
- ※2 併任等により、「文部科学省本省内部部局に勤務する者」と「その他外局及び施設等機関に勤務する者」に該当する場合は、「文部科学省本省内部部局に勤務する者」として取り扱う。
- ※3 以下の応募については受け付けない。該当者にはその旨連絡する。  
5番目以降の応募





(別添)

「国家公務員退職手当法第8条の2第5項ただし書に規定する必要な方法」等について

1. 認定者数を募集人数の範囲内に制限するための方法

- ① 募集人数は「2. 募集人数」のとおりとする。
- ② 応募の受付は、先着順とする。
- ③ 以下の応募については受け付けない。該当者にはその旨連絡する。
  - ・ 文部科学省本省内部部局、外局及び施設等機関に勤務する者5番目以降の応募

2. 応募申請書の提出に関する留意事項

応募の翌々日までに受付担当から受付の可否に関する連絡がない場合には、受付担当に問い合わせること。

## 早期退職にかかる募集実施要項

令和7年11月21日

文部科学大臣  
(大臣官房人事課)

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第一号）を行う。

## 1. 募集の対象

文部科学省本省内部部局、その他外局及び施設等機関等（スポーツ庁、文化庁内部部局、国立教育政策研究所及び科学技術・学術政策研究所、日本学士院、日本芸術院）に勤務する者のうち、一般職の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の「行政職俸給表（一）」、「研究職俸給表」、「指定職俸給表」又は「専門スタッフ職俸給表」の適用を受ける職員で、令和8年1月9日（募集の期間の末日）時点で国家公務員退職手当法第7条の規定により計算される「勤続期間20年以上」かつ年齢が「45歳以上」の者（注1参照）

但し、「教育公務員特例法第三十一条及び三十五条の規定に基づく国立教育政策研究所の長の任期及び研究施設研究教育職員の定年を定める規程」第三の1項の適用を受ける職員についての年齢は「48歳以上」とする。（注1参照）

## 2. 募集人数

区分	募集人数
文部科学省本省内部部局、外局 及び施設等機関等に勤務する者	5名

- ※1 各区分の応募の受付は先着順とし、募集人数に達した段階で、募集の期間は満了するものとし、募集の受付を締め切る。その場合は直ちに周知する。（詳細は別添「国家公務員退職手当法第8条の2第5項ただし書に規定する必要な方法」参照）。
- ※2 併任等により、「文部科学省本省内部部局に勤務する者」と「その他外局及び施設等機関に勤務する者」に該当する場合は、「文部科学省本省内部部局に勤務する者」として取り扱う。
- ※3 以下の応募については受け付けない。該当者にはその旨連絡する。  
6番目以降の応募





る上で支障を生ずると認める場合

- (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- (5) 上記(1)から(4)までのいずれにも該当しない応募者が「2. 募集人数(応募受付人数の上限)」の募集人数を超え、別添「国家公務員退職手当法第8条の2第5項ただし書に規定する必要な方法」による場合。

(別添)

「国家公務員退職手当法第8条の2第5項ただし書に規定する必要な方法」等について

1. 認定者数を募集人数の範囲内に制限するための方法

- ① 募集人数は「2. 募集人数」のとおりとする。
- ② 応募の受付は、先着順とする。
- ③ 以下の応募については受け付けない。該当者にはその旨連絡する。
  - ・ 文部科学省本省内部部局、外局及び施設等機関等に勤務する者6番目以降の応募

2. 応募申請書の提出に関する留意事項

応募の翌々日までに受付担当から受付の可否に関する連絡がない場合には、受付担当に問い合わせること。

## 早期退職にかかる募集実施要項

令和8年3月9日  
文部科学大臣  
(大臣官房人事課)

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第一号）を行う。

### 1. 募集の対象

文部科学省本省内部部局、その他外局及び施設等機関等（スポーツ庁、文化庁内部部局、国立教育政策研究所及び科学技術・学術政策研究所、日本学士院、日本芸術院）に勤務する者のうち、一般職の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の「行政職俸給表（一）」、「研究職俸給表」、「指定職俸給表」又は「専門スタッフ職俸給表」の適用を受ける職員で、令和8年4月23日（募集の期間の末日）時点で国家公務員退職手当法第7条の規定により計算される「勤続期間20年以上」かつ年齢が「45歳以上」の者（注1参照）

但し、「教育公務員特例法第三十一条及び三十五条の規定に基づく国立教育政策研究所の長の任期及び研究施設研究教育職員の定年を定める規程」第三の1項の適用を受ける職員についての年齢は「48歳以上」とする。（注1参照）

### 2. 募集人数

区分	募集人数
文部科学省本省内部部局、外局 及び施設等機関等に勤務する者	4名程度

- ※1 各区分の応募の受付は先着順とし、募集人数に達した段階で、募集の期間は満了するものとし、募集の受付を締め切る。その場合は直ちに周知する。（詳細は別添「国家公務員退職手当法第8条の2第5項ただし書に規定する必要な方法」参照）。
- ※2 併任等により、「文部科学省本省内部部局に勤務する者」と「その他外局及び施設等機関に勤務する者」に該当する場合は、「文部科学省本省内部部局に勤務する者」として取り扱う。



・国立教育政策研究所に勤務する者：

国立教育政策研究所総務部総務課人事係 ■■■  
〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2  
電話：■■■■■■■■■■ (内線■■■■■■■■)  
E-mail：■■■■■■■■■■

・科学技術・学術政策研究所に勤務する者：

科学技術・学術政策研究所総務課 ■■■・■■■  
〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2  
電話：■■■■■■■■■■ (内線■■■■■■■■、■■■■■■■■)  
E-mail：■■■■■■■■■■

・日本学士院に勤務する者：

日本学士院庶務係 ■■■  
〒110-0007 東京都台東区上野公園7-32  
電話：■■■■■■■■■■  
E-mail：■■■■■■■■■■

(注1) 次の(1)から(4)までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- (3) 退職すべき期日又は退職すべき期間の末日(令和8年4月30日)までに国家公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第61号)による改正前の国家公務員法に定める定年に達する職員
- (4) 令和8年3月9日(募集開始日)において懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は令和8年3月9日から令和8年4月23日まで(募集の期間内)に懲戒処分を受けた者

(注2) 応募者が次の(1)から(5)までのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- (1) この募集実施要項に適合しない場合
- (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保す

る上で支障を生ずると認める場合

- (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- (5) 上記(1)から(4)までのいずれにも該当しない応募者が「2. 募集人数(応募受付人数の上限)」の募集人数を超え、別添「国家公務員退職手当法第8条の2第5項ただし書に規定する必要な方法」による場合。

(別添)

「国家公務員退職手当法第8条の2第5項ただし書に規定する  
必要な方法」等について

1. 認定者数を募集人数の範囲内に制限するための方法

- ① 募集人数は「2. 募集人数」のとおりとする。
- ② 応募の受付は、先着順とする。

2. 応募申請書の提出に関する留意事項

応募の翌々日までに受付担当から受付の可否に関する連絡がない場合には、受付担当に問い合わせること。